平成２１年（フ）第３３９号
広島県福山市神村町62番地３　小林アパート２号、旧住所広島県福山市芦田町大字上有地1719番地１
債務者　最本　琴絵（旧姓山坂）
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午後３時45分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４０８号
広島県福山市多治米町４丁目14番10―101号多治米ハイツ
債務者　吉川　雄二
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月５日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２２７号
沖縄県うるま市字赤道180番地３
債務者　又吉　和子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２３０号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原1178番地　北ハイツ２－Ｄ
債務者　仲宗根　恵
１　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１７０号
東京都多摩市諏訪１丁目30番地の11
債務者　浜本　智文
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７１号
東京都多摩市諏訪１丁目30番地の11
債務者　浜本　拡美
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１２０号
東京都八王子市高倉町39番地２レクセルガーデン八王子106号
債務者　小美濃千寿美
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３０１号
東京都世田谷区宇奈根３丁目12番８号ドリーム田沢101
債務者　石井　章子（旧姓福田）
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３２８号
東京都三鷹市新川１丁目３番９号ツインコーポＢ棟202
債務者　小幡　菊絵
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３５０号
東京都八王子市加住町１丁目177番地５萩原ビル301号
債務者　両角ゆき江（旧姓八高）
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３７７号
東京都稲城市矢野口354番地矢野口住宅506
債務者　秋山　忠義
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４１８号
東京都八王子市川口町3412番地
債務者　濵中　光仙
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３３６号
東京都八王子市元本郷町４丁目５番３号エイワレジデンス101号
債務者　福田　圭一
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６７５号
栃木県宇都宮市大曽４丁目９番７号
債務者　ぶんぶくこと　白石　　勉
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年２月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３０２０号
神奈川県大和市下鶴間２丁目12番33―715号
債務者　藤田　成人
１　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部